

緑化助成事業実施要領（生垣・壁面・屋上・駐車場緑化）

（趣旨）

第1条 この要領は、財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会都市緑化推進事業助成金交付要綱第18条の規定に基づき財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会（以下「協会」という）が行う「緑化助成事業」の実施について必要な事項を定める。

（事業の目的）

第2条 この事業は、建築敷地において、生垣、壁面、屋上、駐車場の緑化を行うものに対し、費用の一部を助成することにより、民有地緑化の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

- （1）助成金 協会が交付する助成金をいう。
- （2）助成事業 助成金の交付の対象となる事業をいう。
- （3）助成事業者 助成事業を行う者をいう。
- （4）敷地 建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地をいう。
- （5）敷地面積 建築基準法施行令第2条第1項第1号に規定する敷地面積をいう。
- （6）屋上 建築物のうち雨露などを防ぐために建物上部（建築基準法施行令第1条の2に規定する地階の上部を除く。）に設けられた覆いの上部をいう。
- （7）生垣 高さ1.2m以上の樹木を間隔0.5m以内で列植したものをいう。
- （8）壁面緑化 ブロック塀やフェンスなどの工作物や建築物の壁面で、植物が長期間継続して生育するための植栽基盤があるものにつる性の植物で緑化したもので、高さ1m以上、1m当たり3本以上植栽するものをいう。
- （9）屋上緑化 第6号に規定する屋上において緑化を行うもので、植栽の長期間継続した生育に必要な植栽基盤があるものをいう。なおフラワーボックスについては1基あたり容量100ℓ以上のものに限る。
- （10）駐車場緑化 自動車を駐車するための10㎡以上の敷地で、2分の1以上を芝生などで緑化し、芝生保護材などを用いて植物の保護に配慮したものをいう。
- （11）花壇 土壌改良が行われ、草花などが植栽されたものをいう。（可動式のフラワーボックスやコンテナなどを含む。）
- （12）樹木 高木と低木をいい、タケ類を含む。
- （13）高木 植栽時の樹高が1.5m以上の樹木とする。
- （14）低木 植栽時の樹高が1.5m未満の樹木とする。
- （15）地被植物 芝やササ類等の地面を面的に覆うものをいう。

（助成の対象者）

第4条 助成を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- （1）福岡市内の500㎡未満の民有地にある建築物の所有者であること。
- （2）建築物の新築、改築、改修または庭や塀などの整備に伴い新たに緑化を行う者で、既存の緑地面積を含め緑地面積の合計が敷地面積に対して20%以上となること。
- （3）他の法令等に基づく緑化の助成を受けていないこと。

(4) 他の法令等に基づく緑化に関する義務がない地区であること。なお緑化基準を上回る緑化事業については助成の対象とする。

(助成の回数)

第5条 助成を受けることができる回数は、1敷地に対し1回限りとする。

(期限)

第6条 助成を受けることができる緑化事業は、申請時に未着工で同一年度内に完成するものとする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、緑化事業別助成額（別表第2のとおり）の総額とする。ただし、300,000円を限度額とする。

(助成金の申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、事業着手に先立ち、関係書類を添えて助成金交付申請書（様式1）を理事長に提出しなければならない。

(助成金交付の決定)

第9条 理事長は、助成金の申請があった場合は、申請書類の審査及び現地調査等を行い、適正であると認められた場合は、速やかに助成金交付の決定し、助成金交付決定通知書（様式2）により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第10条 助成事業者は、次の各号に掲げる事項につき事業内容の変更が生じた場合は、速やかに事業内容変更申請書（様式3）を提出しなければならない。

2 理事長は、助成事業者から提出された申請内容を確認し、適当であると認められた場合は、速やかに事業内容変更承認通知書（様式4）により通知するものとする。

(実績の報告)

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、関係書類を添えて事業実績報告書（様式5）を提出しなければならない。

(助成事業の確認と助成金の確定)

第12条 理事長は、助成事業者からの報告に基づき、事業実績調査確認書（様式6）により調査確認し、適合すると認められたときは、助成金の額を決定し、助成金確定通知書（様式7）により助成事業者に通知しなければならない。

(助成金の交付)

第13条 助成金は、助成事業の完了後交付するものとする。

(財産処分の制限)

第14条 助成事業者は、事業完了後においても、5年間は良好な樹木等の育成管理に努め、撤去してはならない。ただし植え替えはこの限りではない。

附則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、「まちなみ緑化奨励事業実施要領(平成16年10月15日施行)」は廃止する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する

附則

- 1 この要領は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日より適用する。

別表第1

緑地面積の算定基準	以下の面積を当該建築物の敷地について合計したものとする。 ただし、これらが重なる部分については重複して計上できない。 ア. 生垣の延長に1mを乗じた面積 イ. 壁面緑化の延長に1mを乗じた面積 ウ. 屋上緑化の面積 エ. 駐車場緑化の面積 オ. 花壇の面積(可動式のプランターやコンテナ等を含む) カ. 単独で植栽された樹木の樹冠から算定する以下の面積 (1) 高木: ①「植栽時に樹冠投影面積が7㎡以下のもの(幅が3m以下のもの)」= 7㎡ ②「植栽時に樹冠投影面積が7㎡を超えるもの(幅が3mを超えるもの)」= 「(幅)×(幅)÷4×3.14」 (2) 低木: 高木の1/10=0.7㎡ キ. 地被植物の面積 ク. 水面の面積
-----------	---

別表第2

緑化事業別助成額	(1) 生垣設置 1mあたり 2,500円 (ただし、1m未満は四捨五入する。)
	(2) 壁面緑化 1mあたり 500円 (ただし、1m未満は四捨五入する。)
	(3) 屋上緑化 1㎡あたり 10,000円 (ただし、1㎡未満は四捨五入する。)
	(4) 駐車場緑化 1㎡あたり 2,500円 (ただし、1㎡未満は四捨五入する。)